

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、菊川市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画道路 3・4・2号西方高橋線
3・4・5号堀之内日之出線
3・4・7号打上本所線
3・5・6号西通り線
3・5・8号柳坪線
3・5・10号潮海寺本線

東遠広域都市計画公園 6・5・1号菊川運動公園

東遠広域都市計画用途地域

東遠広域都市計画地区計画 潮海寺地区地区計画

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課